

福岡県公報

令和元年10月8日
第45号

目次

告示 (第347号 - 第349号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 1

公 告

- 介護医療院の許可 (介護保険課) 2
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企 画 課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4

告 示

福岡県告示第347号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	山 田 新 宮 線	前	糟屋郡久山町大字山田3042番1先から 糟屋郡新宮町大字立花口2147番24先まで	14.0 ～ 22.5	45.0
			後	糟屋郡久山町大字山田3042番1先から 糟屋郡新宮町大字立花口2147番24先まで	14.0 ～ 27.0	45.0

福岡県告示第348号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	山 田 新 宮 線	糟屋郡久山町大字山田3042番1先から 糟屋郡新宮町大字立花口2147番24先まで

福岡県告示第349号

筑紫野市東町土地区画整理事業の施行者である筑紫野市東町土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和元年9月26日付けであったので、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

公告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B2900015	聖和記念病院介護医療院 小郡市津古字半女寺1470番地の1	医療法人せいわ会	令和元年10月1日

公告

令和元年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

令和元年10月15日（火） 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

3 予定議案

- 道路事業（主要地方道 飯塚福岡線（金生工区））について
- 道路事業（主要地方道 久留米筑紫野線（神代橋工区））について
- 砂防事業（三光川（砂防））について

(4) 砂防事業（十籠地区（地すべり））について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字土居字関町810番1、810番2、811番1、812番1、812番2、814番1、815番1、816番1及び816番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市町上津役土地区画整理組合から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区町上津役東一丁目地内	令和元年8月15日から 令和元年10月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区吉志五丁目	令和元年8月19日から 令和元年12月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（道路台帳）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市八幡西区黒崎城石ほか

令和元年8月19日から
令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市	令和元年7月13日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区 北九州市戸畑区	令和元年9月2日から 令和元年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	令和元年9月17日から 令和2年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	令和元年8月10日